

農業集落排水事業新規加入者について

令和4年4月

茨城町役場 都市建設部
下水道課 農業集落排水グループ

1. 農業集落排水事業受益者申告書（様式第1号第2条関係）を下水道課に提出し、受益者の認定を受けて下さい。
同時に地元の維持管理組合に加入の承認（別紙）を得てください。

表-1 地区及び組合長名（受益者申告の手続きの際、記入いたします）

地区名	組合長名	住所	電話番号	備考
飯沼				
下石崎				
潤沼南				
逆川				

※「個人情報保護に関する法律」を厳守し目的以外にこの名簿を使用しないこと。

2. 受益者として認定された場合には、農業集落排水事業加入金納入通知書を発行しますので、次の金額を納付して下さい。

表-2 加入金の額

地区名	金額
飯沼	310,000円
下石崎	260,000円
潤沼南	240,000円
逆川	290,000円

3. **公共樹設置の工事代金を負担**していただきます。
道路の埋設管から宅地内に公共樹の取り出し工事を行うため、工事代金（設計費含む場合有り）を新しく受益者に認定された方に負担していただきます。金額が決定したら納付書を発行しますので納付願います。
 - ① 見積の方法は、茨城県土地改良事業団体連合会、役場のいずれかが現地を測量して設計を行います。
 - ② 上記の見積額が50万円未満の場合は、全額自己負担になります。しかし、50万円を超えた場合は50万円を超えた金額の10%を加えた金額を負担金といたします。ただし、工事の時期は町の予算に限りがあるため希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

裏面もご覧下さい。

(例) 見積額が 864,000 円の場合

$864,000 - 500,000 = 364,000$

$364,000 \times 10\% = 36,400$

負担額 $500,000 + 36,400 = 536,400$ 円

※ 上記見積額の工事の範囲は、公共枿の設置及び既設埋設管と公共枿を接続するための取付け管の範囲とします。

4. 宅地内の排水設備工事は全額自己負担となり、工事は町条例及び規則により施工して頂きます。なお、下記の手数料も負担していただきます。

表-3 手数料の額

排水設備計画確認申請手数料	1,000円
排水設備検査手数料	1,000円

※規則の一部抜粋

- ① 排水設備の施工は「茨城町農業集落排水設備工事指定店」が必ず行なうこと。
- ② 台所からの排水口には、「グリーストラップ」(タキロン(株)社製又はタキロン(株)社製と同等以上の機能を有するもの)を必ず設置すること。

5. 使用料は下記のとおり負担して頂きます。

- ① 条例・規則により維持管理費に充てるため使用者の皆様から使用料を毎月負担して頂きます。

使用料の算出方法は以下のとおりです。

家庭用 一世帯割 1,500円
人員割 500円

(計算例) 4人家族の場合

基本料金 + (4人 × 人員割単価) + 消費税額 = 使用料

(1,500円 + 500円 × 4人) × 1.1 = 3,850円

- ② 支払い方法

毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に口座振替にて納入していただきます。口座振替のできる金融機関は以下の金融機関になります。

表-4 口座振替のできる金融機関

常陽銀行本店及び支店	茨城県信用組合本店及び支店
水戸信用金庫本店及び支店	水戸農業協同組合本店及び支店
筑波銀行本店及び支店	中央労働金庫本店及び支店
ゆうちょ銀行及び郵便局	

※ 水道料金とは分けて引落としとなります。

- ③ 使用料の人員の基準日は毎年5月1日といたしますが、随時使用人員の変更を受け付けています。

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
茨城町役場下水道課農業集落排水グループ
電話 029-240-7128 (直通)